

市営浄化槽の御案内

奥州市役所
下水道課
R2.12 作成

これは市営浄化槽の概要をまとめたパンフレットです。詳しくは3ページの問い合わせ先まで

○浄化槽とは・・・

浄化槽は、風呂、台所、洗面所などで使用した生活雑排水と、トイレに流した尿などを1つの槽に集めて、微生物の働きにより、汚水を水路などの公共水域へ放流可能な水質に処理する施設です。

浄化槽を利用する家庭が増えると、水路に流れている雑排水が減り、臭いや蚊などの害虫の発生が減るうえ、農業用水の水質の改善が図られます。

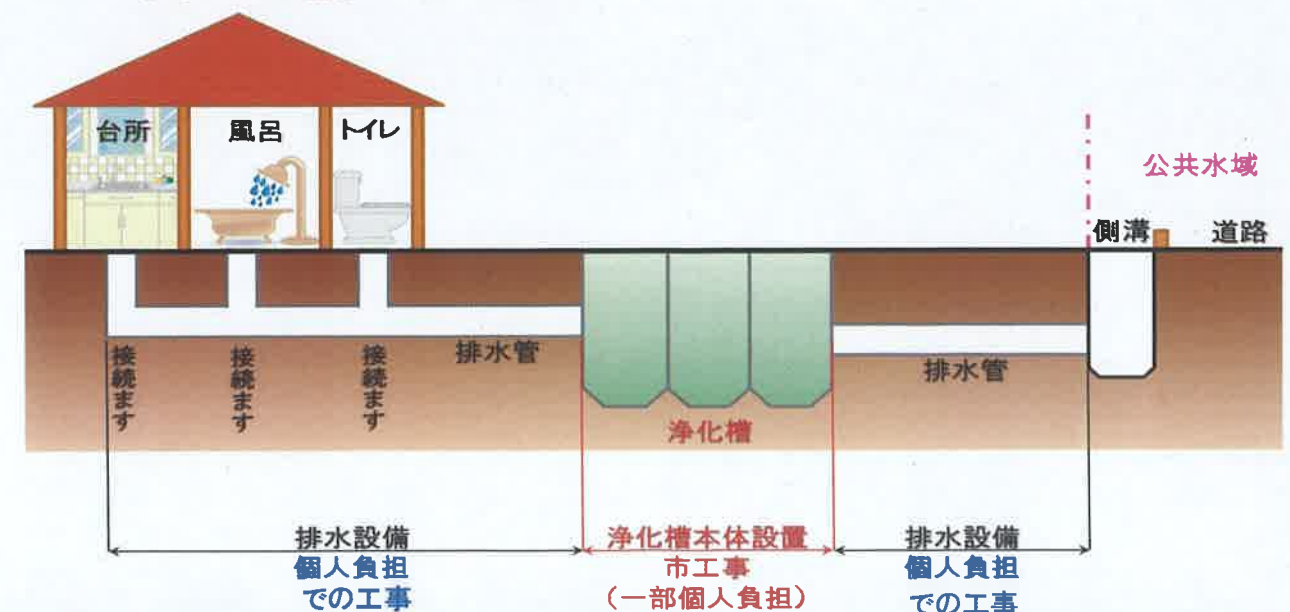


○市営浄化槽事業とは・・・

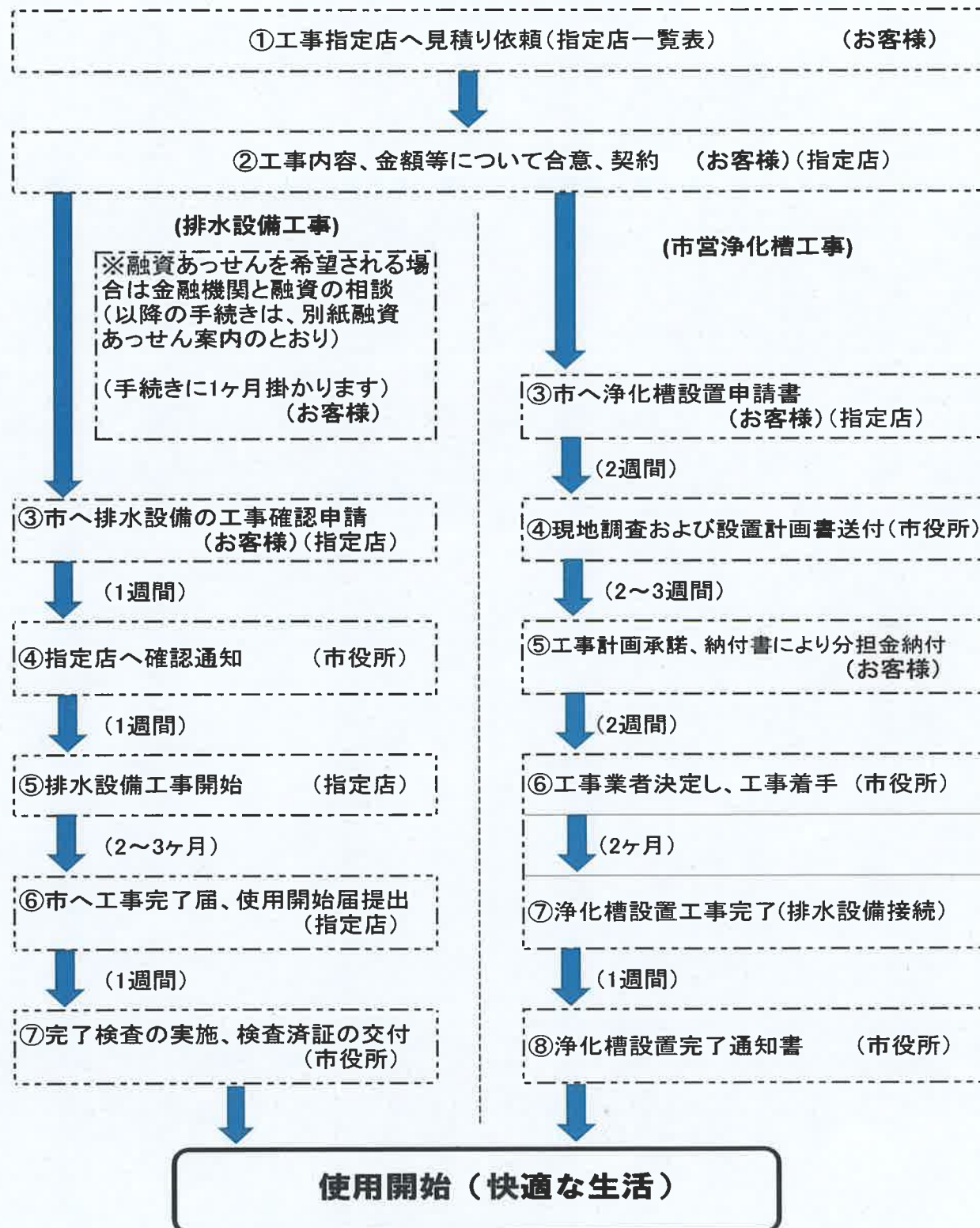
お客様から分担金を頂き、市が浄化槽の工事を行う事業です。工事後は、毎月の使用料を頂きながら市が浄化槽の維持管理を行います。(維持管理は、保守点検：4か月に1回程度、清掃：年1回程度、水質検査：年1回、が必要です)

本事業は、公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラント区域を除く市営浄化槽区域を対象としています。

市営浄化槽の概念図



使用開始までの流れ



※各申請書は、指定店が作成し(お客様が捺印し)指定店が提出します。

※申請から完成までは4ヶ月程度掛かります。

○市営浄化槽の分担金(一部個人負担)とは・・・

浄化槽設置工事費の一部を個人負担することで、市が工事を行います。個人負担額は次のとおりです。(分担金といいます)

浄化槽の規模	標準設置工事費 (市工事)	個人負担額 (工事費の一部負担)
5人槽	882,000 円	88,200 円
7人槽	1,104,000 円	110,400 円
10人槽	1,495,000 円	149,500 円

※標準工事の場合であり、駐車場での耐荷重仕様への変更や放流ポンプ設置などの追加工事は別途、個人負担となります。

※建物から浄化槽、浄化槽から側溝などの放流先までの排水設備工事は別途、個人負担となります。

予算には限りがあるため、
先着順です



イメージキャラクター スイスイ君

○浄化槽の規格

放流水の生物化学的酸素要求量(BOD)が20mg/L以下、浮遊物質(SS)が20mg/L以下及び全窒素(T-N)が20mg/L以下の性能評価型とし、ブロワの消費電力が5人槽で52ワット以下、7人槽で74ワット以下、10人槽で101ワット以下のもの。

BODとは・・・微生物が汚れ(有機物)を分解するために使う酸素の量。

SSとは・・・水中に浮遊している直径2mm以下の不溶解性の粒状物質のこと。

T-Nとは・・・窒素を含む化合物の総量で、窒素過多になると農作物は悪影響を受ける。

ブロワとは・・・微生物の活性化のため空気を送り続ける装置。

1

○毎月の使用料は・・・

浄化槽の維持管理費として、毎月、使用料を納付していただきます。

市営浄化槽の使用料は、上水道の使用料と同様に、基本料金に使用量に応じた従量料金を加算し、上水道の料金と一緒に納付となります。

また、浄化槽の微生物の活性化のため、ブロワ(浄化槽に空気を送り続ける装置)を設置しますが、その電気代は個人負担となります。

(計算例) 浄化槽の1ヶ月の使用料

使用量 14 m ³ (2人程度の家庭)	浄化槽使用料 4,297 円(税込)
使用量 22 m ³ (4人程度の家庭)	浄化槽使用料 5,309 円(税込)
使用量 30 m ³ (6人程度の家庭)	浄化槽使用料 6,453 円(税込)

※詳細は別紙を参照してください。

※使用料は令和2年度現在のものです。今後、変動する場合があります。

自家水道のみを使用している場合は、世帯人数(使用人数)により排除量を認定します。

ハウス栽培や畜産等の農業に上水道を使用するため、浄化槽に排除する汚水量が水道使用量と著しく異なる場合は、申告により認定した汚水排除量とすることができます。

○排水設備とは・・・

浄化槽以外の設備を排水設備と言います。お客様が工事を行い、維持管理を行う設備です。雨水は接続することはできません。

排水設備工事を一定の基準で施工して頂くため、排水設備工事を施工できる事業者を指定しています。排水設備工事は、必ず指定店に依頼してください。指定店は、工事に必要な手続きもお客様に代わって行います。

この工事には利子補給等の補助制度があります。

排水設備工事を行う業者は、別紙「奥州市下水道排水工事指定店」をご覧ください。

問い合わせ先

奥州市役所 上下水道部 下水道課 計画工務係 電話 34-1652

(使用料について) 同部 経営課 経営係 電話 34-1516